

# 電子帳簿保存法対応ソフト法的要件認証に関する基本規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」(以下、電子帳簿保存法あるいは電帳法という)に定められている、国税関係帳簿書類の電磁的記録の保存に対応している製品(以下、電帳法対応製品という。)の認証制度について定めるとともに、本制度に関しての設置及び運営について、必要な事項を定めるものである。

### (適用範囲)

第2条 本制度は、電帳法対応製品が、電子帳簿保存法および関係法令に定める機能を有していることを確認し、電帳法対応製品の普及を図ろうとするものである。

2 公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(以下、「協会」という。)は、電帳法対応製品(ソフトウェアおよびソフトウェアサービス)に対して、その機能を認証基準に基づき認証を行う。

電帳法対応製品の種類別に以下の認証制度を設ける。

一 電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度

電子帳簿保存法第4条3項に定めによる機能を有する製品を対象とする。

二 電子帳簿ソフト法的要件認証制度

電子帳簿保存法第4条1項に定めによる機能を有する製品を対象とする。

三 電子取引ソフト法的要件認証制度

電子帳簿保存法第10条に定めによる機能を有する製品を対象とする。

四 電子書類ソフト法的要件認証制度

電子帳簿保存法第4条2項に定めによる機能を有する製品を対象とする。

3 認証を受けた製品に対して、協会は認証ロゴの使用を認める。認証ロゴに関する運用および使用については、別途「電子帳簿保存法対応ソフト法的要件認証 認証ロゴ運用細則」に定める。

### (定義)

第3条 この規程で用いる組織の名称及び用語は次のとおり定義する。

一 被認証組織

この規程において「被認証組織」とは、認証を受けた製品の開発会社またはソフトウェアサービス運用会社をいう。

二 ソフトウェア製品

この規程において「ソフトウェア製品」とは、電帳法対応製品であって、既製品として利用者に使用権を許諾または貸与する形態のパッケージソフトウェアをいう。

### 三 ソフトウェアサービス

この規程において「ソフトウェアサービス」とは、電帳法対応の機能をネットワーク経由で顧客にサービスとして提供するものをいう。

## 第2章 製品認証、取消し、変更、認証ロゴ

(認証手続き、事業拠点、申請料等)

第4条 協会は、第12条に規定する認証審査委員会が行う認証基準への適合性評価に基づき、認証するものとする。

2 認証を申請しようとする組織(以下、「申請組織」という。)は、次の書類等を所定の手続きに基づいて作成し、協会に提出しなければならない。

尚、認証の手続きと提出書類は全て日本語とする。

一 所定の様式による申請書類

二 光ディスクに記録したソフトウェア・マニュアルの電子ファイル

三 その他協会が必要と認める書類

3 申請組織は、当該申請に係わる事業拠点を日本に有するものとする。

4 申請組織は、申請にあたり、協会が別に定める申請料等を協会に支払わなければならない。

(認証の有効範囲)

第5条 認証の有効範囲は次のとおりとする。

一 ソフトウェア製品

電帳法対応製品の認証は、認証を受けた電帳法対応製品の機能仕様が変更されない限り有効である。詳細は運用細則で別途定める。

二 ソフトウェアサービス

電帳法対応製品の認証は、認証を受けた電帳法対応サービスの機能仕様が変更されない限り有効である。詳細は運用細則で別途定める。

(認証の取消し)

第6条 協会は、被認証組織が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取消することができる。

一 第4条第2項に規定する書類等の内容に虚偽があることが明らかになったとき

二 認証基準を遵守できない事項が生じたとき

三 市場で販売された電帳法対応製品が、本制度で定める認証基準に合格しないことが判明した時

イ 協会が実施する審査において、上記が判明した場合

ロ その他の情報により、機能に疑問が生じ、協会が再審査を行い、上記が判明した場合

2 協会が認証を取り消す場合は、認証審査委員会の決議に基づき、行うものとする。

3 第1項の規定による取消しがあったときは、以下の手続きを行う。

一 当該製品の認証申請者へ、失効日、失効の理由、認証ロゴの使用許諾失効と、速やかに認証証を返却し認証ロゴの使用を停止する旨を通知する。

二 当協会のホームページにて当該製品の認証失効を通知し、認証製品リストから削除する。

(申請に係る事項の変更等)

第7条 被認証組織は、申請書類等の記載事項について重要な変更が生じたときは、すみやかに協会に報告しなければならない。

(使用許諾証の交付)

第8条 被認証組織は、協会が定める認証ロゴ使用許諾証(以下、「許諾証」という。)を協会より交付されることにより、認証ロゴの使用権の許諾を受けることができる。

(認証ロゴの使用)

第9条 被認証組織は、認証の申請範囲において、認証ロゴ運用細則に定めるところに従い、認証ロゴを使用することができる。

### 第3章 認証基準及び制度の改定

(認証基準)

第10条 協会は、電帳法対応製品の認証制度共通の認証基準を定める。

(制度の改定)

第11条 協会は、認証審査委員会の決議に基づき、認証基準及び制度等の改定を行うことができる。

### 第4章 認証審査委員会及び事務局

(認証審査委員会)

第12条 協会は、協会内の認証統括委員会の下に下記の認証審査委員会を設置するものとする。

- 一 電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証審査委員会
- 二 電子帳簿ソフト法的要件認証審査委員会
- 三 電子取引ソフト法的要件認証審査委員会
- 四 電子書類ソフト法的要件認証審査委員会

- 2 認証審査委員会は、認証の可否及び取消しについて審議及び決定するものとする。
- 3 認証審査委員会は、認証制度に関する重要事項について審議及び決定するものとする。
- 4 認証審査委員会の委員長は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 5 認証審査委員会の委員は、理事長が委嘱する。

(事務局の設置)

第13条 協会は、認証審査委員会内に審査業務を遂行する事務局を設置するものとする。

## 第5章 評価機関

(評価機関の要件)

第14条 評価機関は以下のいずれの要件も満たすものとする。

- 一 ソフトウェア製品のマニュアルを読解しその機能の内容を理解することに係わる業務を行っている。
- 二 ソフトウェア開発業務を行っていない。

(評価機関は作業時に認証対象製品のマニュアルを参照することから、評価機関が認証対象製品と競合する製品を開発する可能性を排除するため。)

(評価機関の任務)

第15条 評価機関は、事務局から認証の申請を受けた事の通知を受け、認証基準に基づいた検証を行い、協会の定める認証基準を満足しているかを評価し、事務局に報告する。

(評価機関の承認)

第16条 評価機関は、認証審査委員会で審議し承認する。

(業務委託)

第17条 認証審査委員会は、認証基準に基づいた電帳法対応製品の評価作業を行う機関と業務委託契約を締結することができる。

(評価機関の承認取り消し)

第18条 認証審査委員会で審議し、評価機関の承認を取り消すことができる。

## 第6章 雑則

(免責)

第19条 認証制度は、あくまで認証基準に基づき、電帳法対応製品が電子帳簿保存法および電子帳簿保存法関連の施行規則、通達に定められる機能を有することを製品のマニュアルのみで評価し認証するものであり、それ以外の事項を保証するものではない。

(附則)

- 1 この規程は、令和3年3月17日より制定施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、以下の規程を廃止する。
  - 一 電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度に関する基本規程
  - 二 電子帳簿ソフト法的要件認証制度に関する基本規程